令和６年（ネ受）第１０４４号　国家賠償請求上告受理申立事件 [redacted]
申立人　　大江千束　外
相手方　　国

上告受理申立理由書（２）

２０２５（令和７）年１月１７日

最高裁判所　御中

申立人ら代理人　弁護士　上杉　崇子 [redacted]
弁護士　寺原真希子
ほか

申立人らは、以下のとおり、貴庁に対して上告受理申立の理由について、補足的に主張する。

記

１　本件立法不作為について

申立人らは、２０２５（令和７）年１月１４日付け上告受理申立理由書９頁において、本件立法不作為について「上告理由書で憲法適合性判断を求めている各憲法違反の状態を是正するために必要となる立法措置を国会が一切講じなかったという不作為」と定義したところ、上告理由書で憲法適合性判断を求めている各憲法違反とは、下記を意味するものである。

申立人らが本件において求めている憲法適合性判断、すなわち、憲法２４条１項及び２項並びに憲法１４条１項に適合するか否かの判断の対象として主張しているのは、①本件諸規定が法律上同性のカップルを現行の婚姻制度から排除し別異に取り扱っていること、②本件諸

規定が法律上同性のカップルを家族になるための法制度が存在しない状態に置いていること、③本件諸規定が法律上同性のカップルに対して法的な家族として保護される一切の利益を与えていないこと及び④法律上同性のカップルと自然生殖可能性のない法律上異性のカップルとの間の別異取扱いである。上記②ないし④は①に包含されるため、①が違憲と判断されれば②ないし④の憲法適合性判断は不要となるが、仮に①が違憲と判断されない場合、申立人らは、②ないし④の各主張について貴庁が憲法適合性判断（及びそれぞれに対応する違法性判断）を明示的に行うことを求めているものである。

2　本件諸規定について

また、上告受理申立理由書１１頁において言及している本件諸規定とは、婚姻に関する現行の民法及び戸籍法の規定を意味する。

以　上